

# 第3次邑楽町行政改革大綱



平成 25 年 12 月

# 《目次》

I	行政改革の必要性	1
	1. これまでの取組	1
	2. 社会背景と行政改革の目的	1
	(1) 邑楽町を取り巻く社会背景	
	(2) 地方分権の進展	
	(3) 行政改革の目的	
II	基本事項	4
	1. 行政改革大綱の位置付け	4
	2. 行政改革大綱の推進組織	4
	3. 行政改革大綱推進体系図	4
III	基本方針	5
IV	具体的方策	6
	1. 効率的・効果的な行政運営の推進	6
	(1) 事務事業の見直し	
	(2) 財源の確保	
	(3) 民間能力の活用	
	(4) 会館等公共施設の見直しと適正管理	
	2. 行政サービスの向上	7
	(1) 電子自治体の推進	
	(2) 住民満足度の向上	
	(3) 窓口業務等のサービス向上	
	3. 組織機構の見直しと定員管理	9
	(1) 組織機構の見直し	
	(2) 定員管理の適正化	
	4. 人材の育成	9
	(1) 職員の資質向上	
	(2) 職員の意識改革による組織の活性化	
	5. 協働のまちづくりの推進	10
	(1) まちづくり団体、地域コミュニティ組織との協働	
	(2) 住民意見の反映	

V	計画期間と進捗管理	11
	1. 計画期間	11
	2. 進捗管理	11
	【参考資料】	13
	1. 邑楽町行政改革推進本部設置要綱	13
	2. 邑楽町行政改革推進本部構成	14
	3. 邑楽町行政改革懇談会設置要綱	15
	4. 邑楽町行政改革懇談会構成	16

# I 行政改革の必要性

## 1. これまでの取組

邑楽町では、2次に渡る行政改革大綱を策定し、社会経済情勢に応じた課題や実施項目を掲げ、改革の推進を図ってきました。また、総務省が平成17年3月に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、適切な定員管理や給与の適正化、経費節減等を目標とした集中改革プランを策定し、さらなる改革に努めてきました。

〈過去の行政改革〉

- ・ 第1次行政改革大綱（昭和60年度策定）
- ・ 第2次行政改革大綱（平成8年度策定）
- ・ 第2次行政改革大綱改訂版（平成11年度改訂）
- ・ 邑楽町集中改革プラン（平成17年度策定）

## 2. 社会背景と行政改革の目的

### (1) 邑楽町を取り巻く社会背景

邑楽町では、平成22年の国勢調査で65歳以上の人口の割合が21.4%、0～14歳の人口が13.3%となっています。平成7年の数値と比較すると、確実に少子高齢化が進んでいることが分かります。また、国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた将来人口の推計結果では、2035年の邑楽町は人口が22,014人、65歳以上の人口割合が36.4%、0～14歳の人口割合が9.2%という数値も出ており、今後も人口減と少子高齢化がますます進んでいくことが考えられます。

人口構造の変化は、さまざまな行政サービスへの影響があります。高齢者人口の増加は、医療、福祉を始めとする社会保障費の増大要因となり、生産年齢人口の減少は、町の収入の根幹である税収の減少要因となります。邑楽町においても、歳出決算状況の推移を見ると、扶助費の経費の増加が見られ

※1 生産年齢人口：15歳～64歳の人口

※2 扶助費：社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費の費用として計上される経費

ます。扶助費は、人件費や公債費と同様に義務的経費と言われ、支出が義務的(※3)で任意に削減することができません。義務的経費が増大すると財政の硬直化を招き、必要な行政サービスができなくなることも考えられます。

少子高齢化がさらに進展すると、従来通りの行政運営では立ちゆかなくなる可能性もあります。施策・事務事業を精査し、改めるべきものは改め、サービスの質を落とすことなく、歳入に見合った行政運営を行っていくことが必要となります。

#### 年齢別構成比

年次（国勢調査）	人口総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	備考
平成7年10月1日	27,421	17.6%	69.6%	12.8%	国勢調査
平成12年10月1日	27,512	15.3%	69.7%	15.0%	国勢調査
平成17年10月1日	27,372	14.0%	68.8%	17.2%	国勢調査
平成22年10月1日	27,023	13.3%	65.3%	21.4%	国勢調査
【参考】 平成25年10月1日	27,016	12.6%	62.4%	25.0%	住基台帳

#### 歳出決算状況の推移（普通会計）

単位：千円

区 分		平成7年度 決算額	平成12年度 決算額	平成17年度 決算額	平成22年度 決算額	平成24年度 決算額
消費的経費	人件費	1,795,923 26.0%	1,865,475 23.3%	1,737,020 21.5%	1,526,958 18.7%	1,476,519 17.7%
	物件費 ※5	940,107 13.6%	861,324 10.8%	1,012,248 12.5%	1,141,820 14.0%	1,168,173 14.0%
	扶助費	322,133 4.7%	403,689 5.0%	626,227 7.7%	1,095,565 13.5%	1,146,259 13.7%
	補助費 ※6	1,120,172 16.2%	1,190,138 14.8%	1,235,269 15.3%	1,182,294 14.5%	1,064,282 12.7%
	維持 補修費	59,100 0.9%	32,879 0.4%	41,213 0.5%	62,143 0.8%	65,063 0.8%
小 計	4,237,435 61.4%	4,353,505 54.3%	4,651,977 57.5%	5,008,780 61.5%	4,920,296 58.9%	
投資的経費 ※7	1,371,038 19.9%	1,909,656 23.8%	1,699,373 21.0%	1,102,457 13.5%	1,290,485 15.4%	
その他の経費	1,288,575 18.7%	1,761,217 21.9%	1,739,958 21.5%	2,033,616 25.0%	2,144,769 25.7%	
うち公債費	412,514 6.0%	549,020 6.8%	629,030 7.8%	629,246 7.7%	623,025 7.5%	
歳出総額	6,897,048 100.0%	8,024,378 100.0%	8,091,308 100.0%	8,144,853 100.0%	8,355,550 100.0%	

※3 人件費：職員の給料や議員の報酬などとして使われる経費

※4 公債費：町債（借金）の返済に充てられる経費

※5 物件費：備品の購入や事業の委託費などに使われる経費

※6 補助費：各種の補助金や負担金として使われる経費

※7 投資的経費：社会資本整備に充てられる経費

## (2) 地方分権の進展

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体が上下・主従(※8)の関係から対等・協力の関係へ移行しました。全国一律・画一ではなく、地方公共団体は、自らの責任と判断で自立度の高い行政運営を求められるようになりました。そのため、事務事業の多様化・複雑化が進み、地方公共団体の行政能力の向上が不可欠となり、職員一人ひとりの役割が一段と重要になっています。

## (3) 行政改革の目的

地方自治法の規定により、地方公共団体は「その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（第 2 条第 14 項）、「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」（第 2 条第 15 項）と定められています。そのため、邑楽町についても、地方自治運営の基本原則に立ち返り、自ら高い効率性や確実な成果を追求するため、常に改革を推進していかなければなりません。

また、前述したとおり邑楽町が置かれている環境は厳しく、今後、収入減や社会保障費等硬直性の高い費用の増大が見込まれます。そのため、より一層コスト意識の高い、成果重視の効率的な行政運営が必要になっています。

今回の改革は、経費節減を中心とした取組だけでなく、効率的かつ質の高い行政運営を行う取組にも重点を置いています。多様化する住民のニーズや新たな行政課題に適切に対処できる組織づくりや人材育成、行政サービスの向上等を推進していきます。

---

※ 8 地方分権一括法：平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のこと。国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等を図るため、475本の法律改正を一括形式で行ったもの

## Ⅱ 基本事項

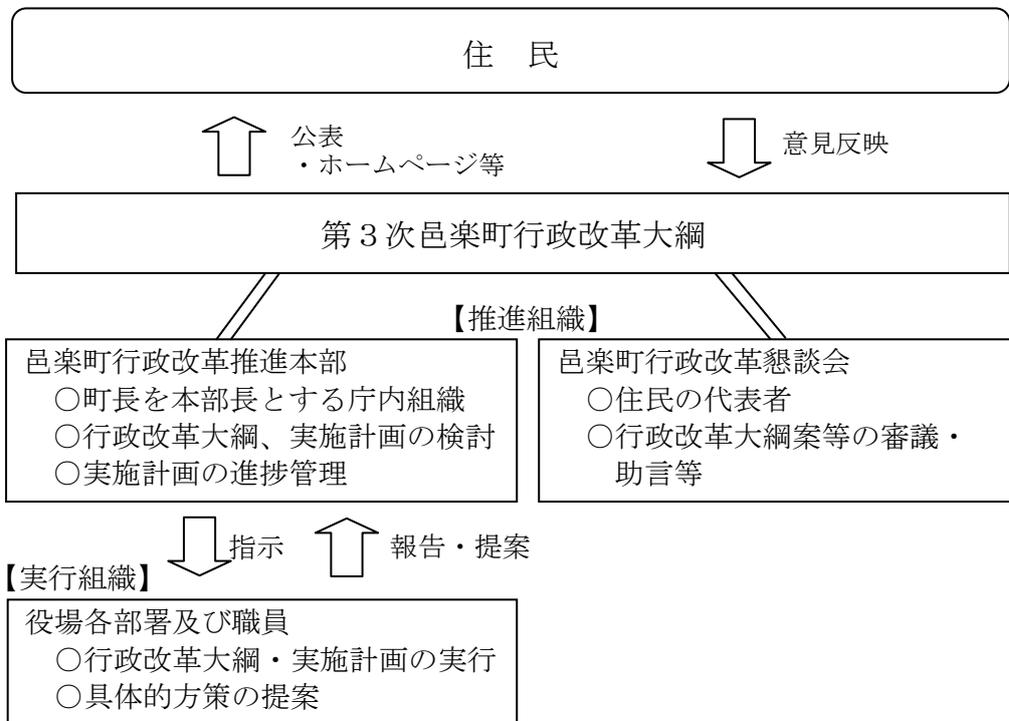
### 1. 行政改革大綱の位置付け

本大綱は、町の行財政運営の最上位計画である邑楽町第5次総合計画に掲げる<sup>(※9)</sup>施策を効率的・効果的に実現するため、取り組むべき改革の指針として位置付けます。

### 2. 行政改革大綱の推進組織

行政改革大綱の推進及び管理は、庁内組織である「邑楽町行政改革推進本部」が中心となっており、町長のリーダーシップの下、責任を持って推進します。また、住民の代表者からなる「邑楽町行政改革懇談会」から助言を受けるとともに、ホームページ等でも公表し、住民の意見を行政改革の取組に反映させていきます。実施計画の進捗状況や目まぐるしく変化する社会情勢に適切に対応するために、適宜、見直しを行います。

### 3. 行政改革大綱推進体系図



※9 邑楽町第5次総合計画：平成18年に策定された邑楽町の行財政運営に関わる最上位の総合的・基本的・長期的な計画。計画期間は、平成18年度～平成27年度の10か年。「やさしさと活気の調和した町“おうら”」を町の将来像と定めている

### Ⅲ 基本方針

本大綱では、邑楽町第5次総合計画で町の将来像として掲げた「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」の効率的・効果的な実現に向けて、5つの基本方針を設定します。また、基本方針の下にはより具体的な方策を示し、全庁を挙げて、行政改革を推進していきます。

#### 基本方針 1 効率的・効果的な行政運営の推進

- ◇事務事業の見直し
- ◇財源の確保
- ◇民間能力の活用
- ◇会館等公共施設の見直しと適正管理

#### 基本方針 2 行政サービスの向上

- ◇電子自治体の推進
- ◇住民満足度の向上
- ◇窓口業務等のサービス向上

#### 基本方針 3 組織機構の見直しと定員管理

- ◇組織機構の見直し
- ◇定員管理の適正化

#### 基本方針 4 人材の育成

- ◇職員の資質向上
- ◇職員の意識改革による組織の活性化

#### 基本方針 5 協働のまちづくりの推進

- ◇まちづくり団体、地域コミュニティ組織との協働<sup>(※10)</sup>
- ◇住民意見の反映

※10 地域コミュニティ：共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団のこと

生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような人々や団体をコミュニティという

## IV 具体的方策

### 1. 効率的・効果的な行政運営の推進

厳しい財政状況、地方分権の進展等、社会情勢の変化をふまえ、施策・事務事業の点検を行い、効率化・重点化を図ります。町の役割とあり方を改めて整理し、地域の実情に合った効果的な行政運営を邑楽町の責任と判断で行っていきます。

#### (1) 事務事業の見直し

限られた人員と財源の中で、さまざまな行政課題への対応が求められています。施策・事務事業の見直しを進め、選別や重点化を図り、効率的な事務事業の実施を図ります。

実施項目

- 事務事業の効率化
- 経費節約の推進

#### (2) 財源の確保

町財政の安定と健全性、町民負担の公平性等の確保のため、町税の収納率向上の取組を強化し財源の確保を図ります。また、受益者負担の原則に基づき、施設利用者の適正な負担分について検討します。

町有財産については、適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、将来的に使用する見込みのない普通財産<sup>(※11)</sup>について、売却や貸し付け等の有効活用を検討します。

企業誘致や農業を含む産業の振興は税収の確保や雇用の創出に大きな役割を担います。関係機関との連携を強化し、町経済の活性化に努めます。

実施項目

- 収納率向上の取組強化
- 使用料の適正化

※11 普通財産：行政財産以外の公有財産をいう

公有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のこと

- 町有財産等の適正管理
- 企業誘致等の推進

### (3) 民間能力の活用

これまでも業務委託・指定管理者制度を導入していますが、今後も行政サービス(※12)の水準、業務の効率性や費用等についての検証を行い、民間に任せられた方が効果的に実施できる業務については、積極的に民間能力の活用を図ります。

実施項目

- 民間委託の推進
- 指定管理者制度の推進

### (4) 会館等公共施設の見直しと適正管理

各公共施設の役割・利用実績・老朽度合い等から総合的に統廃合などの検討を行います。また、各施設間で連携し、サービスの向上と運営の効率化を図ります。新たに設置が望まれる施設については、需要の分析・検討を行い、判断を行います。

実施項目

- 公共施設の統廃合の検討
- 公共施設間の連携による運営の効率化の検討
- 新設施設の需要分析・検討

## 2. 行政サービスの向上

情報通信技術を活用し、利用者がインターネット等で来庁せずに申請手続きを行えるような環境整備を検討します。また、町は住民に一番身近な行政組織であ

---

※12 指定管理者制度:公の施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設)の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的に創設された制度

ることを十分認識し、常に住民目線で住民のニーズや要望の把握に努めます。全庁を挙げて住民本位で質の高い住民サービスの提供を行い、住民満足度の向上を目指します。そして、住民サービスにおいて、最も基本的で重要な課題である窓口や電話での対応では、接遇マニュアル等を参考に、常に適切な対応を徹底して接遇の向上を図ります。

### (1) 電子自治体の推進

(※13)

ホームページでの町政情報や申請様式等の情報提供を継続・拡充して行い、利用者がより便利に活用できる電子申請のサービスを検討します。

実施項目

○電子申請の検討

### (2) 住民満足度の向上

全庁を挙げて住民本位のサービスを提供し住民の満足度を向上させるため、より多くの住民のニーズや要望を吸い上げ、把握する制度を調査研究します。

実施項目

○住民満足度調査等の検討

### (3) 窓口業務等のサービス向上

住民の方との窓口・電話対応でのトラブルは、町への信頼の喪失につながりかねません。そのため、「邑楽町接遇マニュアル」等を参考に、窓口対応や電話対応での適切な接遇を徹底し、来庁者の窓口対応満足度の向上を目指します。

実施項目

○窓口・電話対応時の接遇の向上

---

※13 電子自治体：コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。具体的には、インターネット等による行政情報の提供や住民、企業、そして国・自治体との間の手続きの電子化等を指す

### 3. 組織機構の見直しと定員管理

厳しい財政状況の下、人件費の抑制は、地方公共団体にとって重要な課題となっています。人件費の抑制を行いつつ社会情勢の変化や施策・事務事業の重要課題へ柔軟な対応ができる組織機構の構築を行います。

また、今後数年間で大量の定年退職者が発生することを踏まえ、住民サービスが低下することのないよう適正な定員管理を行います。

#### (1) 組織機構の見直し

東日本大震災以降、住民の関心が高くなっている防災・危機管理の業務や住民生活の安全安心に関係する業務、幼保連携の業務に関係する部署等、変動する社会情勢や住民のニーズに柔軟に対応できる組織機構を検討していきます。

実施項目

○機構改革の実施

#### (2) 定員管理の適正化

今後4年間で30数名の職員が定年退職を迎えることを踏まえ、職務効率を高めて最大限の効果を生み出せるように定員管理の適正化を推進します。

実施項目

○定員管理の適正化

### 4. 人材の育成

地方分権の進展により、事務の高度化・複雑化が進む中、職員一人ひとりの役割の重要度が増しています。全ての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する自覚を持ち、常に向上心を持って職務に取り組めるよう環境整備を行います。

### (1) 職員の資質向上

人材育成の方針や方策等を示した「邑楽町人材育成基本方針」、研修に関する方針や具体的な研修を示した「邑楽町職員研修基本計画」等に基づき、広い視野と専門能力を持った人材の育成を目指して職員の資質向上を図ります。また、自発的に自己啓発に取り組む自主研修グループの育成を図るため、支援体制を整備します。

#### 実施項目

- 効果的な職員研修の実施
- 自主研修グループの育成

### (2) 職員の意識改革による組織の活性化

人事評価制度を活用して、職員の仕事に対する意欲、向上心、達成感を引き出し、意識改革を図ります。職員一人ひとりの意欲を向上させることにより、組織全体を活性化させます。

#### 実施項目

- 人事評価制度の実施

## 5. 協働のまちづくりの推進

快適で魅力ある町づくりを進めるためには、住民の意向や要望を的確に把握し、施策に反映していくことが必要です。住民の多様な発想と工夫を活用して地域活性化を促進し、行政と住民の相互連携を強めていくために、地域活性化に取り組む団体の支援や育成を推進します。

### (1) まちづくり団体、地域コミュニティ組織との協働

「邑楽町協働のまちづくり活動補助金」等を活用し、地域の活性化に取り

---

組む団体等の支援を行い、新たな地域連帯意識の醸成と協働の地域づくりを推進します。

実施項目

○まちづくり活動を行う団体への支援

## (2) 住民意見の反映

町が作る計画等に住民の意見を反映させるため、策定段階で住民の声を吸い上げ、取り入れる制度の導入を検討していきます。

実施項目

○パブリックコメント制度の導入  
(※14)

## V 計画期間と進捗管理

### 1. 計画期間

計画期間は、平成25年度～平成27年度の3か年とします。

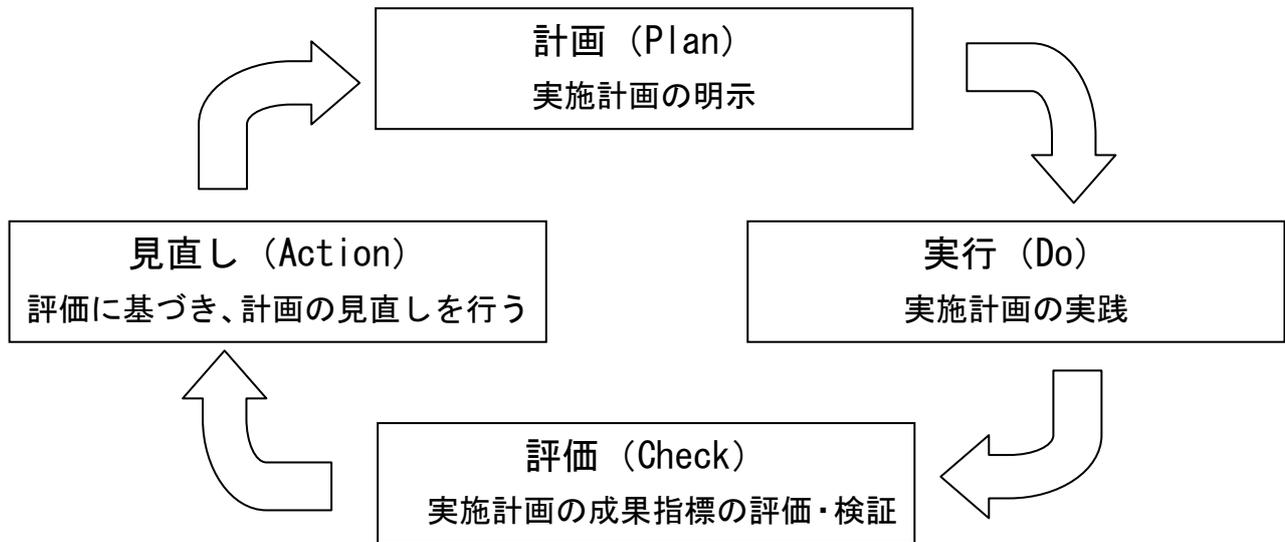
### 2. 進捗管理

本大綱は、邑楽町第5次総合計画に挙げる施策を効率的・効果的に実現するため、取り組むべき改革の指針となるものです。これを基に具体的な実施計画を策定し、全庁を挙げて取り組んでいきます。実施計画は、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度点検を行なうものとし、また、その進捗状況については、ホームページ等を通じて住民に公表していくものとし、

※14 パブリックコメント：行政機関が命令等（法律、計画など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの

※15 PDCAサイクル：①Plan：具体的な取組内容や計画年度などを明示→②Do：目標達成に向けて計画等の実施→③Check：目標が達成できたかの評価・検証→④Action：評価に基づき、見直しを行い計画に反映。この①～④の循環を継続的に行うこと

〈PDCAサイクルのイメージ〉



## 【参考資料】

### 1. 邑楽町行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、邑楽町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2. 邑楽町行政改革推進本部構成

敬称略

推進本部職名	職 名	氏 名	備考
本 部 長	町長	金子 正一	
副 本 部 長	副町長	堀井 隆	
〃	教育長	大竹 喜代子	
本 部 員	総務課長	飯塚 勝一	
〃	企画課長	橋本 喜久雄	
〃	税務課長	諸井 政行	
〃	住民課長	吉田 紳二	
〃	生活環境課長	相場 利夫	
〃	保険年金課長	小島 敏晴	
〃	福祉課長	河内 登	
〃	産業振興課長	大拙 一	
〃	都市建設課長	小島 靖	
〃	水道課長	茂木 一夫	
〃	会計課長	半田 実	
〃	議会事務局長	小倉 章利	
〃	学校教育課長	神山 均	
〃	生涯学習課長	半田 康幸	

### 3. 邑楽町行政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、邑楽町行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、邑楽町の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 懇談会の委員は10人以内とする。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会の会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて町長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 4. 邑楽町行政改革懇談会構成

敬称略

懇談会職名	所属団体名	氏名	備考
会長	区長会	瀬山 明宏	
副会長	社会福祉協議会	田部井 猛夫	
委員	婦人会	皆川 フミ子	
〃	選挙管理委員会	山口 和己	
〃	教育委員会	岡田 真幸	
〃	農業委員会	藤江 幹男	
〃	商工会	中繁 基	
〃	保健推進委員会	竹内 幸子	
〃	体育協会	小林 滋由	
〃	職員労働組合	齊藤 順一	